日時:2003年2月14日(金)15:00-18:00 場所:財務省中422号室

議題

- 1. 債権放棄について
- 2. WSSD 以降の動き、特に世界連帯基金について
- 3.インドネシア、アチェの復興支援について
- 4. ロシア・サハリン島の戦略的環境アセスメント(SEA)について
- 5. アジア開発銀行のインスペクション政策アップデート
- 6.カンボジア、森林プロジェクトについて
- 7. 欧州復興開発銀行(EBRD)の情報公開政策および独立請願メカニズム(Independent Recourse Mechanism)について

出席者:(敬称略、順不同)

# 【財務省国際局】

開発機関課:石井(課長)小林(課長補佐)日向(課長補佐)木田(世銀担当係長)斉内(EBRD 担当係長)氷海(係長)新 里(総括担当)

開発金融課:菅(課長)衣斐(課長補佐)品川(課長補佐)

開発政策課:大石(課長補佐)太田原(課長補佐)佐東(開発金融専門官)

[NGO]

川上(APEC モニターNGO ネットワーク)田辺(A SEED JAPAN)松本郁、岡崎、神崎(以上、FoE Japan)山本、神田(以上、ODA 改革ネットワーク)涌田(SAGE)江口(アジア環境連帯)倉田(國學院大學)普川(途上国の債務と貧困ネットワーク)飯塚(日本インドネシア NGO ネットワーク)高橋、鈴木(以上、日本国際ボランティアセンター)松本悟、福田、大橋(以上、メコン・ウォッチ)石田、古沢、初鹿野、倉戸(以上、「環境・持続社会」研究センター)

## 配布資料

[NGO]

- Statement of Common Demands by Environmental NGOs regarding the Sakhalin-1 and Sakhalin-2 Oil and Gas Projects (January 08, 2003)
- Draft Compendium of Policies and Procedures Subject to Inspection (December 25, 2002)
- ・ 事例: ラタナキリ先住民の共有林を脅威にさらす商業伐採(2002年12月2日)
- Bank Information Center Comments on the EBRD's Public Information Policy Review (December 20, 2002)
- Joint Comments on the EBRD's Proposed Independent Recourse Mechanism Submitted by Bank Information Center, Center for International Environmental Law, Central and Eastern European Bankwatch Network (January 29, 2003)
- Letter to Mr. Susumu Fujimoto, EBRD Executive Director of Japan (January 10, 2003)

MoF 石井: 今回は初めての試みで関西ともテレビ会議を通じてつないでみた。Japan Times から取材の依頼があったが直前であり、 みなさんにお尋ねする必要があり、今回はお断りした。

神田:今回は時間もなかったが、今後はなるべくオープンにしたいので、検討をお願いしたい。

#### 1.債権放棄について

大橋:去年の12月に日本政府は債務救済無償を廃止し、来年度から債権放棄の制度に変わるという発表があった。基本的に対象国の31カ国は変わらないと理解しているが、その中にビルマが入っている。ビルマは軍事政権で、国の予算の40~60%が軍事予算に使われているという報告もある。また他の国と異なりHIPCs(重債務最貧国)の国であっても貧困削減戦略ペーパー(PRSP)のない国である。どのようにこの債権放棄のモニタリングをしていくのかが疑問である。債権放棄する額はいくらなのか教えていただきたい。

MoF 太田原:債務救済のやり方の変更については、ご指摘の通り、新たに対象範囲、対象国を加えたりするようなものではない。ミャンマーを特別に扱うようなことはしていない。金額については、事実関係なので、すぐに回答できるが、残高として 2735 億円ある。これを債務救済の対象としたが、ミャンマーの政策を日本としてどのように考えるかということになると、これは一度に放棄す

るわけではない。なぜミャンマーのように HIPC ではあるが、PRSP は作成していない国に債務救済を行うのかというと、HIPCs イニシアティブの前に国連の貿易開発委員会(TDB)で、最初に決議したのは 1978 年のことであった。債務に苦しんでいる途上国 の債務問題を軽減するための強制措置をとるべきだという決議がされた。日本だけでなく、他の国も債務救済を実施し、日本のやり 方は実際に返済してもらうが、その後で予算の中から無償資金を提供するという方法をとってきた。そのようにしてミャンマーは債 務救済の対象国となってきた。そして事後的に HIPCs に含まれることになった。これまでもミャンマーに対しては無償資金を提供 してきた。ただ NGO は債務救済無償には反対されていた。手元の資金がなければ、実質的な経済効果は同じであっても、一旦日本 に返済するお金すら工面できないところもあったのは事実である。ミャンマーはそのような国であった。日本政府が国際的な枠組み の中で債務救済をすると言ってきたが、それも進んでいなかったところがある。ミャンマーのためというよりも、グローバルスタン ダードの観点から、一般的な債務救済について方法を見直した。

ミャンマーのガバナンスや経済改革をどのように折り込んでいくかについて、PRSP があればよいが、なければ二国間で債権をキャンセルする際に相手国政府と二国間で対話をして担保することを考えている。どういう形にするかということは、外務省と交換公 文案をすり合わせているところである。なお、期日が到来するごとにキャンセルとしていくのであり、今の延滞は、これは経済改革 が進み、国際的にも復帰してきたと認められたときに、延滞やまだ残っている残高を含めてキャンセルする予定である。

普川:今最後に出ていた延滞債権の額はどれくらいになるか?

MoF 太田原: 手元にはないが残高の相当数が延滞である。手元にないというのは、最新のものがないということであるが、今あるものだとおよそ1500億円ぐらいである。

普川:グローバルスタンダードについて、債権放棄への切り替えについては歓迎すべきことだが、国際的な流れでは、ミャンマーについては債務救済をやめましょうということになっている。それにもかかわらずというのは、外務省の説明ではミャンマーだけ冷たくするわけにはいかないから一律に債権放棄を行う、とのことだったが、国際社会の流れからすると、ミャンマーを他の国とまったく同列にすることは問題ではないか。また債務救済無償スキームはモニターのしかたが非常に甘かった。具体的に外務省との今後のすり合わせの中で話し合っていくということであったが、やわらかな形ではなく、どのような形で具体的にモニターするのかという点をきちんとしていかないと、ミャンマーの債権放棄の資金の使われ方については未だに不安がある。モニターの方法についてはもっと具体的にお聞きしたい。

MoF 太田原: ミャンマーだけ特別扱いしないことについて、それは外務省もそのように扱ったわけではあるが、1978 年に債務を実 質的にキャンセルするとコミットしたものが、だらだら続いているというのが実態である。一度コミットしたものを今さらキャンセ ルしないとはいえないというのが実情である。後は先程言ったように、延滞債権についてはそう簡単にはキャンセルしないというこ とになっている。このスタンスについてはミャンマー政府にも伝えてある。ミャンマーがしっかりと努力しないと債務問題が続いて いくということで、今後、内政なり対外関係等を改善していくためのモチベーションの手段としていきたい。後どのように担保する かについては、おっしゃるように口で単にいうだけでは甘いということは我々も認識している。あとは構造調整支援など、いろいろ とミャンマーとの係わり合いもある。今は具対策がないので机上の空論的なことを申し上げても仕方がない。債務救済無償スキーム という債務救済の方式を変えるということについてもそうであるし、ミャンマーの政策についてもそうであるが、我々もタックス・ ペイヤーに対するアカウンタビリティというのを第一にやっており、具体策が今ないので申し訳ないが、甘くするつもりは全くない。 いろいろなチャンネルを通じてミャンマーが改善するよう働きかけていきたいと考えている。

大橋:債務救済無償に問題があり、ビルマの場合も、どのように債務救済無償資金協力を使ったのかリストが提出されていたが、これもいいかげんなものだった。前の制度で納税者に対するアカウンタビリティが確保されていなかったから、新しい制度になったと思うが、ビルマの場合、アカウンタビリティが確保される状況になったとは思えない。具体策が無い中で議論はしにくいが、具体策をこれからどう作っていくのか、どういったプロセスで透明性を確保するのか、どのようにモニタリングをするのか。ビルマの民主化グループなどをその具体策を作る過程への参加が確保されるのかをお聞きしたい。

MoF 太田原: NGO なり政府関係者以外の人が関与するスキームになるかどうかは、今の時点ではなんともいえない。今までの制度 とこれからの制度で何が改善されるのかなどは当然外務省とも話し合いを進めてきている。今まで無償資金供与をするための前提と して輸入義務のリストをつくるといっても、それもやはり、あまり今までの政策を否定するつもりはないが、お金は当然色がついて いない(ファンジブルである)。仮にここでよい使い方をしたとしても、結局その浮いたお金で武器を購入していたらあまり意味はな いということになる。輸入帳票を集めるということをやめたとしても、決定的に問題になるということはないだろう。負の側面とい うのはあまりないのではないかということになっている。後は今後そのような技術的な紙を集めることに満足するよりは、もっと本 筋のところでミャンマーがいい方向にもっていけるように要求していきたい。実際キャンセルするときにも交換公文を締結すること を考えているので、その際に何らかの約束を交わすことができる。ミャンマーに対しては構造調整支援などもやっているので、他の チャンネルでも働きかけていかなければと考えている。他の市民社会の人が関わる形での方法については外務省とも考えていきたい。 普川: ミャンマー側の真意という視点は欠けてしまっているが、Debt ネットで考えていることは、債権放棄をせずに日本国内にプールしたうえで、ミャンマーの民主化が達成された時に、それを平和の補償という形で政府に渡すという方法である。これはイギリスなどが試みている方法であるときいている。そのような手法をとることができるのではないかと考えている。細部の具体的な案までは考えていないが、積みたてていったお金の使い方を決める段階の意思決定に、NGO などが参加することが考えられる。

MoF 太田原: プールするとおっしゃったが、例えば無償も手当せずキャンセルもしてあげないというときに、プールするためのお金 は払ってもらえるのか。今まで無償で手当するからという飴がついていても返済がなかったわけであるが、このようなやり方で返済 されるのか。

松本悟: 3つ質問がある。1 つは 2700 億円のうち残高は 1500 億、債権放棄の対象額というのは 1200 億程度であるという理解でい いのか。2 つ目は、今後のことについての話で、外務省と財務省の役割分担はあり得るのか。外務省としての役割、財務省としての 役割に違いがあるのかということを教えていただきたい。3 つ目であるが、債務救済無償の話をされているが、今回債権放棄をする 他の国に対してどうするのかということについては、基本的に HIPCs のイニシアティブを準用する、その国のガバナンスがしっか りしているか、その成り行きをみて判断するという、今までモニタリング、債務救済無償時代のモニタリングでは、ショッピング・ リストを提出させることで一応モニタリングしていたということにしていたわけだが、今後は少なくとも大多数の国、HIPC s の国 については国際機関を通じたモニタリングに変えるというように理解している。そういうことだとすると、そこから抜け落ちるビル マを含むいくつかの国については、独自のモニタリングの制度が必要ではないか。横並びで考えれば当然必要な仕組みである。最初 の交換公文がいつなのかはわからないが、もし交換公文を結ぶ際に日本が出した条件を相手が飲まなかったらどうするのか。この債 務が帳消しにならないということになるのか。つまり、この交換公文にどれくらいの意味があるのかということが、今の説明ではよ くわからなかった。

今までは交換公文にサインしなければお金がでないわけであるから、相手国政府は交換公文にサインするインセンティブがあった。 この場合は帳消しであるから、交換公文にサインをしなければその債務は残るというように理解している。この点だけクリアにして いただけないか。

MoF 太田原:放棄の対象になるのは、今回の政策判断としては2735億円全部である。ただどのような順序でやるかというと、例えば2003年にキャンセルされるのは2003年に支払わなければいけない義務がもともとあった分である。時間軸を無視すると全部ということであるが、2003年にやるのは2003年の分である。延滞については、先ほども言ったように、改革努力が進んでHIPCsイニシアティブのコンプリーション・ポイント並の努力をしたという時点で残りのものをキャンセルするという判断をしようと考えている。逆にいうと、努力をしないと永遠に債務が残るということになっている。

松本悟: 1500 億は延滞ではあるが、今の段階では債権放棄の対象となっているということか。

MoF 太田原:放棄することを考えているということではある。ただ、放棄はまだしていない。

松本悟:いわゆる対象額の2700億の中に1500億は入っている、1500億も文言の上では債権放棄に入っているという理解でよいか。

MoF 太田原:入っている。最後の点と関連するが、法的なものは交換公文を交わさなければ効果が発生しない。今は、債務救済のや り方をそういうようにしましたという方針を発表したのみで、法的効果はいずれについても発生していない。だから、ミャンマーの 2700億の法的効果も、交換公文を結ぶことで次々に発生していくということになる。

2番目の外務省との役割分担についてであるが、明確にデマケーションしたわけではないが、毎年やる分についてはテクニカルに、 交換公文にどう書くのかという点については外務省、財務省としてはむしろ皆さんと同じようにせっかくのタックス・マネーを別の 政策判断でキャンセルするということで、それが有効に使われるようにということで、ミャンマーの側に立ってというよりは納税者 側にたって、我々は外務省と話をしていく。もちろん外務省も日本政府の一部であるから、納税者を離れていいはずがなく、そこは 程度の問題であるが、そういう役割分担があるだろうと考える。また構造改革が進んだかの判断の際にはそれぞれ、今のような切り 分けとは違って、マルチをみている財務省と現場をみている外務省、マクロの観点から財務省が議論することがあるかもしれないし、 最初にいったように何かデマケーションされているというわけではなくて、通常の財務省と外務省の協議のように知識なり権限なり、 そういうものをつきあわせていって、日本にもミャンマーにもよりよい形でお金が使われるように、といった観点から議論していく ことになるだろうと思う。

松本悟: メインは人権とか民主化という以上に財務省としては経済の構造改革の部分のほうがコンディショナリティ的要素が強いということになるか。

MoF 太田原: それはそういうことになるだろう。

松本悟:それから、3点目の交換公文の有効性についてはどうなるか。

MoF 太田原: 先ほども触れたが、法的にキャンセルという効果が発生するには交換公文が必要なので相手国も日本と交換公文を結ぶ インセンティブはある。後はそこでどのように相手と約束を交わすかということになるが、そこは文言等に関わってくることであり、 その点についてはこれからの話である。

福田:この件が発表された後で、ODA の業界誌「経済協力通信」の中で債権放棄によって円借款再開への一つの道筋がついたという報道がなされていたが、財務省として対ビルマの円借款を再開するかという、財政的なあるいは金融上の理由が今回の政策決定に 関わるということがあるのかないのか。私はないと考えるが、そのような報道があったので、その点だけ確認させていただきたい。 財務省として対ビルマの円借款を再開するかという、財政的なあるいは金融上の理由が今回の政策決定によって、対ビルマ円借款再 開に関する財政上あるいは金融上の判断の変更があるのか?

MoF 太田原: 方針は変えていない。先ほどの外務省と財務省の役割分担の話にも関係するが、円借款を出すかいなかの話が将来的に 出てきた場合には、我々はそのお金が有効に使われるかどうか、財務省的な観点からしてしっかり返ってくるかどうか、そのような 点をみてケースバイケースで検討する。実際には、これまでの話からすると延滞している国には出せない。今ミャンマーは延滞があ るので、今のままではとても貸せないというのが現状である。返ってくる見込みがあるのであれば、政府内部で議論することになる。 結論としては、円借款供与方針については変わっていないということである。

# 2. WSSD 以降の動き、特に世界連帯基金について

古沢:ヨハネスブルグサミット以降、様々な政策的ステップが始まっていく状況だと思う。各分野でいろいろな分野にまたがった全体的な流れが生まれ、実施計画という形での提案が行われ、各国が取り組んでいきましょうということになった。その中で世界連帯基金もその1つだが、特に「貧困削減」はいろいろな分野にまたがってくる。例えば実施計画というのは10の章立てになっているわけだが、その中でいろいろなことが謡われている。その後、具体的な動きはあまり表立って出てきてはいないというように理解しており、その点についてお伺いしたいというのが1点目である。あと関連して、特にWSSDの細かい章のいろいろなことを読み込んでいくと、非常にNGOからいうと不十分な点が多々ある。ただ、細かく読み込んでいくと、かなり重要な問題提起がいくつもされている。

例えば貧困削減については、ただ貧困削減だけのことではなく、先進諸国の持続可能な生産・消費について、生産・消費パターン を変えていくということと貧困削減とを結びつけたプログラムを考えましょうといった提案であるとか、国際レベルでいろいろなガ バナンスをやっていくときに様々なパートナーシップを組んでいこうということ、特に NGO や国民参加の場面をいろいろなときに 作っていこうといっている。10 年の計画で生産・消費パターンの計画を設定しよう、2005 年に向けて貧困撲滅を各国で計画してい きましょうということ、その中にいろいろな参加の仕組みを組み込んでいきましょうということになっている。細かく読んでいくと、 結構実際にやっていくのが大変な内容がかなり含まれている。残念ながら、ホームページではこのような部分について、英文では掲 載されているが、翻訳についてはいつまでも「翻訳中」である。勘ぐると、あまり積極的に知られたくないのではないかとも思いた くなるが、私たちとしてはこれらをより積極的に受け止めていきたい。これらは法的拘束力はないが、国際的な合意であり、大変な 労力をかけて進めてきたものである。これをもっと有効に活用していただきたい。

また、ガバナンスしても他の問題にしても、様々な形で貧困軸が取り入れられようとしている。その中に、持続可能性指標という アジェンダ 21 にも以前から組み込まれているものがあるが、このような指標を国際協力に組み込んでみていこうというような提案 もでている。先ほどのミャンマーのような問題に関しても、いくつかの具体的なモニタリングの指標を提起して、相互にこれを利用 するということも考えられる。このような方向性を示したような動きが、実は WSSD の中ででてきているのである。もしこのよう な点も含めて、コメントがあればお願いしたい。

MoF 佐東: 世界連帯基金のほうからご説明させていただきたい。お手元に英文の資料を配らせていただいているが、詳細はそちらに 目を通していただきたい。外務省に問い合わせて確認したが、こちらに書いてあるとおり、国連総会第2委員会決議案ということで、

11月27日に採択された。その後12月13日に総会にて採択された。総会の決議の文章そのものはまだウェブサイトにのっていないが、委員会での決議がそのまま採択されているということで、現状を最も的確に表しているものである。概略を説明すると、

(1) WSSD で提案された世界連帯基金の設立を支援する。ボランタリーな性質のものである。他にあるファンドと重複しないようにする。民間セクター、個人からの役割を奨励する性格のものである。

(2) UNDP の総裁に向けて、実際にこの基金をできるだけはやく実現するために、そのために必要な手段をとるように事務総長が 指令をする。現在 UNDP で具体化に向けての検討を進めているのが現状である。

(3) 貧困削減のためのプロジェクトに資金を使う。

(4) 経済社会理事会に UNDP での検討状況を報告する。

ここにかかれているとおりに実行されるならば、本年経済社会理事会のほうに進捗状況が報告されることになる。現状では具体的 にいつ、資金規模、どのような手続きで具体的なプロジェクトを決定するのか、プロセス、評価、メンバーステイト他拠出する様々 な機関や基金、個々人等にどのように説明していくのか等についてはこれから徐々に決定される。

日本政府の準備状況としては、現在検討中である UNDP のものが示されたら、それをふまえたうえで動くということになると思う。 現時点で具体的な措置は取ってない。

MDBs などとの関わりについては、今申し上げた通り UNDP が検討中であり、UNDP のトラスト・ファンドとして設立されると いうことで、MDBs サイドから特段情報があるわけではない。UNDP が重複を避けるために、MDBs の事務方サイドと相談してい ることはあるかもしれないが、特段我々のほうに情報が来ているということはない。それから諸外国の取り組みについては、外務省 のほうにも聞いてみたが、特段そのような話はないということである。多少余計な話かもしれないが、WSSD の会合の場でこれが議 論された時に、先進国の側で強く押している国はなかった。途上国が非常に強く主張したものである。特に EU は強く反対した。米 国は特段反対はしないが押すということもない感じだった。そのような状況の中で、中身が現われてこないと先進国で具体的に動く ということはないと個人的には感じている。

その他については、実施計画は内容が非常に広範囲にわたっている。生産・消費パターンであったり、再生可能エネルギーのこと であったり、貿易や生物多様性の話などもある。担当省庁でそれぞれそれなりにフォローしているということであるが、一概に全体 的な進捗状況がどうであるかを具体的に申し上げることは難しい。フォローアップをどのように行っていくのかという点については、 持続可能な開発委員会(CSD)が二年に一回行われることになっているが、そこで進捗状況についてチェックしていくことになる。 これはWSSD後、最初のCSDは4月末から5月にかけて行われる。この場で今後どのようにフォローアップしていくのかについて 議論されると外務省から聞いている。まだヨハネスが終って間もないので、今後徐々に話が進んでいくと考えている。「持続可能性指 標」については具体的に承知していないので、コメントは控えさせていただきたい。

### 3. インドネシア、アチェの復興支援について

飯塚:インドネシア、アチェの復興支援についてであるが、これに関しては直前にお電話したとおり、特にこのテーマでというより も、CGI のほうのご報告を中心にお願いしたい。「この度のアチェ復興支援において」とあると、まるで今回決まったことのように 聞こえるが、2つのプロジェクトについては、CGI で決まったわけではなく、初期の情報交換程度のこととしてお聞きしたい。一点 だけ質問を付け加えさせていただきたい。昨年石井さんにもお話したと思うが、INFID はインドネシアの債務が本当に返済できるの かというようなことをいっている。過去のインドネシアへの援助を鑑みるに、今後サステイナブルな債務返済のレベルというのはど ういうものなのか。第三者機関、市民社会などがモニターする機会を CGI の中にも設けていかなくてはならないというような提言が あったと思うが、それをどのように捉えているのか。

MoF 大石 : まず CGI の概略を説明したい。外務省が出しているプレス・リリースがお手元にあると思うが、1月21日、22日 に例の爆発があったバリで CGI が行われた。主なテーマは3つあった。一つ目は2003 年末にインドネシアは IMF のプログラムか ら卒業する。またパリ・クラブのリスケについても2003 年末に卒業することになっている。その卒業をするために IMF 等からお金 を借りているという状態からいかに自立的な状態になっていくかということ、そのために改革の更なる推進と国際社会からの支援が 必要であるということを確認した。2 つ目はバリについて、事件による負のイメージを払拭するにはどうすればよいかということを 話し合った。それから3点目は外務省の話になってくるが、アチェに対してどのような支援を行うかという点について話し合った。

特に一点目の IMF などからの卒業について、実質的に卒業するためには、外国からの投資、あるいは国内的な投資の環境を良くす る必要があり、ひき続きガバナンスをよくしていく必要があり、そこに今後も援助・支援を行っていくべきであるということを確認 した。。

ご存知のように 2004 年に大統領選挙が迫っている。なかなかメガワティ政権も国内的動き、政治的な動きがあり、改革が進めにく いようであるが、国際機関としては、メガワティ政権もがんばっているようだという評価をしている。

2 点目のバリについて、警察や治安維持に対するよりきちんとしたインドネシア政府の対策が大切だということになった。治安担当の大臣からもそのような説明があった。確かにまだ観光客が戻ってはいないようで、ホテル等も事件以降厳しい状況におかれているようであった。

3 点目のアチェの支援について、外務省から説明がなされるかもしれないが、日本としては WFP を通じた食糧援助と、あるいは モニタリングといった政策を支援することを表明した。

CGI のもう1 つの目的である 2003 年予算に対するファイナンシングについて、インドネシアに対して約束を行ったのは世銀、ADB、 日本である。日本の場合は過去に約束したプロジェクトローン等を拠出していくというものである。やはり今回の CGI で強調された のは投資環境をいかに自分たちで支えていくかということであったと思う。インドネシアのマクロの指標は 3%、4%でそれほど悪 くはない。また IMF やパリ・クラブからも 2003 年末に卒業する。債務の状況について、比較の問題かもしれないが、IMF なども サステイナブルではないという判断はしていない。第三者機関というアイディアについては、少なくとも全体の中で大きく扱われて はいない。債務の返済については、一応 IMF、世銀等がそのような分析・モニターをしており、第三者機関によるイニシアティブが 取られたということはない。 飯塚: 質問のほうに移らせていただく。CGIとは別の話になるが、今回インドネシアのNGOからきた話で、ラディア・ガラスカという道路のプロジェクトと、JBICから融資している12州橋梁修復事業(1995年)という141億円の事業の一つとして、アチェ・シンキル県のルンデンという村に橋が造られたプロジェクトについて、話をうかがいたい。

まず道路のほうだが、実際のプロジェクトはまだプロポーザルの段階とのことである。できれば情報を教えていただきたいが、そ の道路プロジェクトが実施されようとしているのが、アチェ州南部及び北スマトラ州北部にかかっている約26,000 平方キロある大き なエコシステムをなしている地域(その3分の1がグヌン・ルーサー国立公園とされている)を横切る道路を含んでいる。そこには 希少動物などがおり、貴重な生態系とされている。このプロジェクトについて、インドネシアの NGO は 2002 年、世銀との間でこ のエコシステムを破壊する可能性のある道路プロジェクトを支持しないという約束をとりつけたということだが、このような会合・ ミーティングを世銀が本当にこれを同意したのか。世銀がこのようなコミットをしたのであれば、日本政府もこのようなプロジェク トを支持しないということを表明してほしい。なぜかというと、アチェ復興支援に絡んで、ある程度大きな額の資金がアチェに流れ ることになる。そのときに、仮にドナー側がそのようなプロジェクトを進めなくても、入ってくるお金で浮いた分を地方政府がこの プロジェクトに割り振ることができてしまう。ルーサー・エコシステムを破壊するようなプロジェクトにコミットしないということだ けではなく、このようなコミットメントをインドネシア政府、及びアチェの地方政府にもエンカレッジして欲しいということが、イ ンドネシアの NGO からきている話である。

アチェ・シンキル県のルンデン橋の件であるが、これはJBIC が融資している案件である。このプロジェクト全体としては80億ル ピア、約141億円のものである。これもルーサー・エコシステムの一部である。ただ国立公園内ではないが、川の西岸にはシンキル 自然保護区がある。これについても、まずこの事業は橋の修復をするものであるが、日本の軍政時代に丸太で建設されたもので、93 年の時点では存在しなかった。すでに橋はできあがっているが、これを修復と呼べるのか。橋を渡った先にある自然保護区には現在 270世帯の住民が居住しているが、それより先に道路はなく、自然保護区への道路をつなぐだけのものとなっている。これは自然保 護区の違法伐採を助長する効果しかないのではないか。実際違法伐採に関わっている住民たちの移住をどんどん増やしているだけで はないのかということが問題として挙げられている。

もう一点であるが、EIA がこれに関して行われていないという話が NGO から来ている。当時の OECF のガイドラインにおいては 義務とされていないが、1999 年のインドネシアの EIA に関する政令 27 号においては、自然保護区などの大きな影響を及ぼすと考え られるプロジェクトには EIA を行わなければならないと定められている。この法律に関しては、このプロジェクトが 99 年の法律が 適用されるのか確認できていない。これに関して何か情報はお持ちか。

MoF 菅:まずラディア・ガラスカの道路について、CGI 会合では話が出なかったようである。これに関しては、現在のところインド ネシア政府から日本に要請はなされていない。したがって、日本としても検討しているということはない。世銀がそのようなことを 表明したかどうかについては承知していない。

12 州橋梁修復事業のルンデン橋の修復事業については、おっしゃったように円借款事業で、そのサブプロジェクトとして行ってい る。この事業については、その地域の発展に必要だということで、既存の橋が災害で失われたためこれを修復すべく、インドネシア 政府から要請が行われ、既にこの橋は昨年末完成しているということである。このルンデン橋との関係で、違法伐採のお話があった が、インドネシアの違法伐採問題の重要性については認識している。ただ、災害によって失われた橋の修復ということなので、これ を違法伐採と結びつけるのは必ずしも適当ではないと思う。違法伐採については別途対処されるべきであり、1月の CGI においても 違法伐採についての法律をつくるよう、インドネシアに対して働きかけている。また、違法伐採については、別に具体的対処が行わ れる見込みである。

EIA については、このルンデン橋は既存の橋の修復事業であり、かつ大規模なものではないのでインドネシアの環境規則上は EIA は必要ないとインドネシア政府から説明を受けている。このプロジェクトに関連している OECF ガイドラインに関しても、借入に必 要なものはインドネシアに対して確認をし、終了しているとのことである。橋の修復については、現在の JBIC 環境ガイドラインは 適用されないが、趣旨に照らして問題はないと聞いている。

飯塚:現場のNGOからは、73年時点の航空写真においても、すでに橋が存在していないことが確認されている。30年前のものも「修復」ということができるのか。もとがあれば、何でもいいから修復ということになるのか。

MoF 菅: その地域に必要な橋が災害によって失われたので修復したいとインドネシア政府から要請があったものである。それについて JBIC が審査した結果、必要と判断し供与されたものだと理解している。

# 4. ロシア・サハリン島の戦略的環境アセスメント(SEA)について

神崎:前回のこの会合でも、サハリンのプロジェクトの及びの事業には日本の融資が行われているということ、日本の企業にも大きな関わりがある、さらには被害が環境的・地理的なつながりにより、日本の中にも影響があるということが考えられることから問題とさせていただいている。前回と異なり、とだけではなく、ご存知かとは思うが現在サハリン島ではからまでの事業が計画されている。とに関しては、私達を含む国際的なNGOが97年、98年頃から様々な問題点の指摘を行い、事業者や国際機

関等に改善への働きかけを行ってきた。たとえばサハリン島だけではなく北海道のほうにも油流出事故が起きたときに影響があるの ではないかとか、今行われている掘削の汚泥の再注入を全て行うとかといったことを働きかけてきた。これらの点に関しては残念な がら今のところほとんど改善がみられていないという認識をもっている。少し改善されたと考えている点は、掘削汚泥の再注入率が 少しあがったかなという程度である。私達はロシアやヨーロッパの NGO と協力関係にあり、そちらからこの度 EBRD が SEA をサ ハリン島全体に対して行うという話をきいた。私達としてもからまで次々と開発が進んでいくと、つぎはぎだらけの開発の島と なってしまう恐れがあると考えている。そのように個々の EIA をつくり、それぞれの環境対策を行うというのであれば、はじめに総 合的なアセスメントを行う必要があるのではないかと考えている。今回の SEA に関して3つほどお尋ねしたい点があるが、その前 にひとつご紹介したいものがある。配布資料として配らせていただいたが、これはロシアを中心とした 50 の NGO がサハリンと

の事業主体者に対して、具体的にどのようにしてほしいということを調べて送付している。これには私達も賛同して一緒に書かせ て頂いている。これを融資機関やその監督官庁の方にも知っていただきたいと考え、JBIC の総裁や関係各部署にも送らせていただ いた。

本日うかがいたいことは3点あり、まずSEA 自体がどの程度具体化されているのかということをうかがいたい。さらに私達としては事業を推進する側に日本政府がお金を出している以上、環境的な配慮の部分にも関わっていくべきであると考えている。日本政府としては、SEA の必要性をどのように認識されているのか。それからこれが具体化する中でどのように関わっていくつもりなのかということをうかがいたい。2点目としては、日本は融資などの関与が大きい反面、環境的・社会的配慮に関してはまったく関わりがみえてこなかったということを私達は感じている。例えば油流出事故が起きた場合は、地理的にも近いことから、海洋汚染の問題も考えられるし、絶滅危惧の渡り鳥が北海道の方にも渡ってきていることが調査されている。そのようなことを調べ、関わってきた日本の専門家等もたくさんいるはずである。このようなことを考えると、日本の海洋、鳥類、漁業などの専門家の関与というのは不可欠なのではないかと考える。その辺りの考えをうかがいたい。

最後に、JBIC の関わりということになってくるが、サハリン のフェーズ1に対して97年に融資を承認されているが、この支払 はすでに終了しているのかということを事実関係として教えていただきたい。今後 SEA が行われることになった場合や、そうでな かったとしても新しいガイドラインの移行期間の取組として、新しいガイドラインも適用していくという姿勢を示して頂いていると 理解しているが、新ガイドラインでは累積的な影響、越境するような影響もスコープに入っているはずである。今の段階では、累積 的影響や越境するような影響は事業者の環境影響評価の中にもでてきていない。これでは JBIC の融資が検討されようがないと考え ている。

MoF小林:SEA については、話はでているが、1月31日にパブリックコメントが終了したところでまだ理事会にはあがっていない。 どのような形で何を調べるかについて、TOR が固まっていないので、それを見てから日本に要請があったなら関係を構築していくこ とになると思う。油流出など問題があり、それに対して日本にもさまざまな専門家がいるわけだが、日本だけのためには実施するこ とはできない。プラスアルファとして関係する北海道地域の方や専門家の方などとも情報交換していくことなどが必要なのかなとは 思う。逆にお聞きしたいのはどのように日本の研究者・学者が関わっていくのがよいと思うか。SEA を行う際に、例えば言葉の問題 とか、どこまでスペシフィックにすべきかというような問題があると思う。私は までだと思っていたのだが、今 まであるという ことであった。そのサハリン まで行うためにはかなり時間がかかると思うが、どこまで SEA としてカバーするのか、その際何を 調べたらよいのか、何が重要なのかという点を明確にしておかなければならない。油も渡り鳥も鯨も、すべてやりますということに なると、相当きりがない話になってしまう。特に FoE さんの方で、どの点が決定的であるか、などといった点について、優先順位が あれば教えていただきたい。

進捗状況については、EBRDによるとサハリンのフェーズ2については実施段階に至っておらず、工事はまだ始まっていないとのことである。事実関係が異なるということであれば教えていただきたい。

MoF 菅: JBIC のサハリンプロジェクトの事実関係についてであるが、サハリンのフェーズ1に対する融資承諾額は1.16億ドル全額を既に貸付ているとJBIC から聞いている。サハリンのフェーズ2については、JBIC は融資契約をまだ結んでいない。

神崎:SEA は、もともと EBRD の具体的な内容自体がまだあがってきていないので、まだあまり検討していないという立場なのか。

MoF 石井:まだ何を調べるのかというプロポーザルを見ていないので、なんともいえない状況である。

神崎:1月31日のパブリックコメントを締め切ったというのはどのようなものか。

MoF小林:環境政策についてのものである。そのなかに特にサハリンのものというわけではないが、SEAの枠組みが含まれていた。 今パブリックコメントを事務局が整理しているところである。これを踏まえて環境政策の理事会にあがって決定されて、SEAという ものを実施するということになる。現時点では実際に形になっていない。そのようなものにイエス / ノーはいえないし、何を調べる ものなのかというスコープもしっかりしていないものに、お金を簡単に出すわけにもいかないということである。 神崎:この件について、私はむしろ日本がイニシアティブをとってもよいぐらいなのではないかと思っている。今回偶然にEBRDからこのような話がでているということを関係 NGO から聞いたわけであり、実際に日本政府としてどれぐらいのイニシアティブがとれるかはわからない。しかし、第一にサハリンのエネルギーというのは日本にとって非常に重要な問題であって、とても期待されていることである。それを踏まえてJBICも融資をしているし、日本政府はEBRDを通じてもいろいろと融資をされているのだと思う。そのようなことを考えると、EBRD から出てきたものを受けて日本政府として考えるということではなく、むしろ日本が期待しているプロジェクトであるし、日本側からイニシアティブを発揮できるところなのではないかと考えている。

MoF 石井: そんなに違う問題ではないのではないか。私たちは SEA に対して否定的に向き合っているつもりはない。言おうとして いることは、消極的に待っているということではなく、ただプロセスとして、まず環境政策全体があり、それからその中に SEA が あり、それをサハリンでやるということならそれが第一回目の具体的な SEA になるということである。そこの部分のプロセスがま だ明確にはなっておらず、今現在何か案があってそこにジャンプインするというような状況にないということを言おうとしただけで ある。

神崎:財務省としては前向きに考えていらっしゃるということか。

MoF 石井:とても重要な問題である。

MoF小林:私も重要な問題だと考えている。

神崎:そうすると、EBRDの理事室を介して働きかけることもできるのではないか。

MoF 石井:何ができるか、何をすべきかということについては、非常に大切なことである。

神崎:確かにさきほど小林さんがおっしゃったように、闇雲にいろいろなことを盛り込むというわけにはいかない。油流出は単体の 事故ではなく、ダイレクトに海洋汚染に関わってくる問題であるから、これはまずはずせないと考えている。ただ細かな点について、 今すぐどのようにしてほしいという提案を現時点で私からすることはできない。その辺りは今後煮詰めていく必要がある。最初の段 階としては、まず SEA 自体をどれくらい財務省が重要と考えていて、これにどの程度意欲をもって取り組もうとされているのかと いう点を、期待をこめてうかがいたかった。

MoF 石井:非常に重要である。

松本郁:環境政策自体はいつまでにできるのか。

MoF小林:おそらくアニュアル・ミーティングまでにはやると考えているのではないか。もっとも、理事会のスケジュールはでてきていない。ただ少し時間がかかるのではと思うが、なるべく早めにやりたいと思っているのではないか。

松本郁:いずれにしても政策が固まってからの実施ということか。

MoF 小林: そうしないと、インディペンデントには行えないと思う。

松本郁:SEA が初めてサハリンで行われるということであれば、日本にも専門家はいるし、日本にとって重要なプロジェクトとなる。 生物などの専門家のみではなく、SEA をどうすべきなのかという観点からの専門家も交えて日本政府においても議論を進めていって いただきたい。

MoF小林:イメージとして個々の専門家というのはたくさんいると思うが、全体的な戦略アセスをすることができる専門家というものについてはまだ不明確なところが大きい。資金の問題、時間の問題、人の問題等、どこまでやるのかがよくわからない。全体像に加え、プライオリティづけをきちんとすべきではないかというのが正直な感想である。

江口:東アジアの環境問題のグランド・ストラテジーを考えている。今日の話を聞いていると、いくらやっても答えがでてこないような印象をうける。日ソ間で環境政策をめぐる協議をしてはどうか。外務省や経済産業省、環境省も交えて、政策枠組みを作ってい く話し合いの場を設けていくべきである。サハリン地域も含めて、日本のエネルギー資源の供給は非常に大切である。グランド・ストラテジーを財務省でお考えいただき、外務省、経産省とも話し合って進めて行く時代がきていると思う。ヨーロッパもおそらくそれくらいの視点から地域の環境政策を進めているのではないか。 松本郁: SEA というサハリン島の開発全体の戦略アセスが行われようとしている。ぜひやっていただきたいと思っているわけだが、 このときにサハリン や などは JBIC の融資がすでに行われている。例えばサハリン について、昨年の3月に行われた1000億 円近いディスバースがあるが、そのようなディスバースメントと SEA とはどのようなかかわりになってくるのか。やはり全体的な デザインをもう一度考えるということであれば、SEA とは別にプロジェクトを進めるということになると、SEA の考え方からする とおかしいと考える。全体的なアセスを待って、プロジェクトの構想を進めて行く必要があるのではないか。ディスバースメントと 戦略アセスとの関係に何かお考えがあればうかがいたい。

MoF 菅: サハリン のフェーズ1 については EIA を含め、建設工事に必要なロシア政府の許認可がおりている。JBIC はこの事業の 進行にあわせディスバースをしていると聞いている。

松本郁:基本的にはSEAと関係なく、サハリンはサハリンとして進めて行く、JBICとして融資を行っていくということか。

MoF 菅: SEA を JBIC がどのように考えているかということだと思うが、サハリンのフェーズ1、サハリンに関していて、JBIC は EBRD の SEA について具体的な内容や個別プロジェクトの関係を承知していないと聞いている。

松本郁: SEA をふまえて開発を行う必要があると思う。SEA の結果を待たずに、サハリン だけ進んでいくのはおかしいと思うの で、財務省としても、もう一度考えていただきたい。

江口:SEA が重要であるということは何人も承知しているはずであるが、担当者と関係のないグラント・ストラテジーとの整合はどのように決定されるのか。

MoF小林: あくまで EBRD が主体であり、それにドナーとしてどう考えるかということである。ただ、お金を出すからにはきちん と内容はみなくてはならないと考えている。ただし、まだ話がでてきているだけで、枠組みが固まっていないので、そこはまだ判断 できないということである。EBRD の中では、タスクマネージャーがコンサルタントを使って、必要に応じて地元とのコンサルテー ションを行うなどといったことが行われるだろうと思う。

江口:これについて北海道庁など地方自治体からのリクエストは全くないのか。日本の政策としては、地方自治体と中央官庁、イシューとが全くばらばらになってでてくる。油流出などは起こってからでは遅く、事前にそれを防ぐことは可能であると思う。NGOとしてはこのようなことをどんどんと問題提起していかなければならないと考えている。

松本郁:サハリン についての日本でのコンサルテーション、例えば北海道地域の漁業の問題や北海道の人たちとのコンサルテーションというのは現時点では全く行われていない。このままでは日本として支援を進めてよいのかということにもなるのではないか。

神崎:先日北海道に行ったが、サハリン のコンサルテーションでは、あくまで事業主体者としてはロシア政府のガイドライン等を 形式上満たすという方向でしか話が進んでいない。北海道のオホーツク海沿岸地域の方の中にはステイクホルダーであると感じてい らっしゃる方はおり、プロジェクトに懸念をもっている方がいる。しかしその懸念をどこにもっていけばよいかわからないというこ とであった。道庁から何も声があがってこないということだが、北海道内でもサハリンプロジェクトについて期待している地域もあ れば、懸念を強めている地域もあり、何らかの声をあげたいと願っている人たちがいるということは、先日実際にそのような方々に 会って話してきたことから痛感している。その点は財務省の方にもご考慮いただければと思う。

5. アジア開発銀行のインスペクション政策アップデート

福田:アジア開発銀行はご存知の通り2001年12月からインスペクション政策の改訂に取り組んでいる。この前の夏までは非常に透明なプロセスで行われてきた。第1ドラフトがつくられ、多くのコンサルテーションが開かれ、それを踏まえた第2ドラフトが作成されて、さらにコンサルテーションが行われてきた。

8月まではよかったが、9月につくられるはずだった第3ドラフトは、現在のところまだ公表されていない。主な理由は ADB 内部 で様々な議論が行われているためだと認識している。少なくとも8月以降、議論が地下に潜ってしまって、私達の手の届かないとこ ろにいってしまったことは非常に残念である。

私が認識している限り、この前の1月23日にADBの理事会でインフォーマルにセミナーが行われ、理事からのインプットをもと に現在第3ドラフトの最終版が準備されている状況である。質問の第1点目は、これに関して1月23日にどのような議論が行われ たのかを教えていただきたい。

2点目として、第3ドラフトの公開はいつなのかということである。本来ならばこのタイミングで第3ドラフトがすでにでていて、 中身についての議論をしたかったが、そのようなことができなかったために、以上のような質問をさせていただいた。 それから3点目として、以前にもこの場でお話させていただいたが、ADBの現在のインスペクション政策は独立の第三者にADB がプロジェクトに関して政策に違反したかを調べてもらうという制度となっているが、この遵守に関する調査の対象となる政策の定義が問題となっている。現行のインスペクション政策では、政策・手続きは「業務マニュアル」と呼ばれる文書であると定義されている。つまり ADB が業務マニュアルに従っていたかどうかをインスペクションは調査するということになっている。ADB で調査が行われた唯一のケースであるサムットプラカン汚水処理プロジェクトのインスペクションでは、業務マニュアルに様々な問題があることが明らかになった。

何をやっているのかよくわからなかったので、作業内容を公開するよう要請したところ、10月の終わりに現在の作業内容を公開し てくれた。そこまではよかったのだが、その内容は非常にひどいものであった。なぜかというと、インスペクションの対象となる政 策を大幅に限定する提案がなされていたためである。具体的にはコンペンディアムという新しい文書がでてきた。この中にこれまで 問題となってきた業務マニュアルの一部分、そして理事会で決まった政策の一部分がパラグラフごとにリストされていて、それだけ がインスペクションの対象となるということを ADB は提案してきた。これは私たちは受け入れることができない。11月以降 ADB や日本政府を含めた各国の理事の方々にこのコンペンディアムというやり方を撤回するように働きかけてきた。少なくとも今あるマ ニュアル、政策はインスペクションの対象となるべきだし、あるプロジェクトで適用されるルールの範囲を定めるのはインスペクシ ョンパネルの仕事であって、少なくとも少なくとも事務局が決定することではないということを主張してきている。

こちらとしては ADB の事務局にコメントはだしたのだが、その後どのように進展しているかということが何もアナウンスされて いないので、この件に関して現在どのような議論が行われていて、今後どのようになるのかということ、または今後どのようなプロ セス、スケジュールでいくのかということがわかれば教えていただきたい。

MoF 日向:1月23日に開催された非公式理事会について、セミナーという形で開催され、通常の理事会では理事たちが議論を戦わ せるという雰囲気になるのだが、どちらかというと理事たちがフランクに意見を述べて、それを事務局が聞き置くという形で行われ た。特定の論点があったわけではない。理事たちがどのようなことを言ったのかという話については、個別国の話になるとその国と の関係もあるので申し上げられない。全体の雰囲気だけを少し申し上げると、現行のドラフト案のオプションDについて議論がなさ れ、中でも触れられていたのが問題解決プロセスに様々な問題点があるという点と、インスペクションパネルの対象範囲についても 問題があると述べた理事が多かったと聞いている。日本は何を言ったかということであるが、問題解決プロセスにおいてキーパーソ ンとなる方、イメージ的にはIFC のオンブズマンに当たるような方と考えていただければよいが、そういった方がコンサルテーショ ンプロセスで関与を強めるべきではないかという話と、インスペクションの対象範囲については再検討したほうがよいのではないか ということを発言している。今後の話であるが、事務局から聞いているところでは今月中にワーキングペーパーが理事会に配布され るとともに、ADB のホームページに掲載され、パブリックコメントを求めるということである。ただ具体的な日はわからない。順当 に2月にワーキングペーバーが理事会に配布されれば、3月に理事会というのが今後の予定である。

最後に OM の改訂に関わるインスペクションの対象範囲についての議論の方向性であるが、非公式セミナーにおいてもとりあげる 理事が多かったことから、聞いている限りでは現状のコンペンディアムという話と、それを変えていこうという話で ADB の事務局 内で議論されているというように聞いている。いずれにしてもワーキングペーパーは非公式理事会での議論をふまえて、事務局が再 度検討したものが出てくるかと思う。

## 6.カンボジア、森林プロジェクトについて

福田:カンボジアでは多くの人たちがコミュニティに依存して生活しているので、コミュニティの人たちがどのように森林にアクセスできるのかというのは、カンボジア森林セクターの大きな課題となっている。これまで世界銀行は比較的カンボジアの森林セクターに積極的に関与をしてきた。これまで世銀が推進してきた政策というのは、基本的にコンセッションを通じた森林管理である。森林の伐採権を業者に与えて、そこから収入を得て、それで国庫を潤そう、一方できちんと不法伐採については取り締まっていこうというものである。その違法伐採の監視団としてイギリスの環境 NGO であるグローバル・ウィットネスがこれまでカンボジア政府に任命されてきて、成果をあげてきていた。

ところがこの伐採権管理を通じた森林管理政策は行き詰まりを見せており、この事実は 12 月に 2 つの事件を通じて明らかになっている。ひとつは 12 月 5 日に数十名の村人たちが森林局局長との交渉を求めたところ、警察及び軍が暴力的に追い払ったという事件があった。その後この事件について批判を行ったグローバル・ウィットネスが、カンボジア政府に 12 月終わりに国外退去命令を出され、この独立森林監視団について新しい人たちを任命して欲しいと世銀に求めるということがあった。

これから世銀がどのようにこれに関わるのかということであるが、世銀は構造調整融資をカンボジアに出しており、その中のコン ディショナリティの一部として森林セクター改革というものをあげている。コンディショナリティは森林セクター以外にもたくさん あるが、森林セクターに関するものとしては3つ挙がっている。一つ目は独立森林犯罪監視の結果を公表すること、二つ目は森林伐 採件のレビュー実施とその結果に基づく必要な措置を取ること、三つ目は関係者との十分な協議を踏まえて、森林法改正案を国会に 提出することである。こうしたコンディショナリティが付されているのが第二次融資の支払いに関してで、この融資の支払いがこの 前の1月の終わりに行われるのではないかと、これまでにカンボジアのNGO、カンボジアNGOフォーラムやOXFAM などの国際 NGO が中心に、世銀に対してコンディショナリティが満たされていないので最後の支払いをしないようにロビーイングを行ってい った。 この定期協議会の前に財務省にコンタクトを取ったところ、この件に関して IDA は支払いを行わなかったというように理解してい る。もしそれが事実であれば、その理由を教えていただきたい。それから、融資終了日のほうが延長されているのかどうかというの も、わかればお願いしたい。それから2点目であるが、もし第2次支払いを行うとしたら世銀はどのような条件をカンボジアに求め るのか。具体的にカンボジア政府がどのような行動をとればコンディショナリティが満たされたとするのかということをおうかがい したい。

高橋:カンボジアで森林政策を進めるうえで、世銀の森林の伐採権という考え方は財政収入とバランスをとりながらということを考 えていると思う。他方で森林管理計画はカンボジア政府のガバナンスの問題もそれなりに意識しており、汚職の問題等もそれなりに 考えているようである。比較的このプランは win-win アプローチであると考えられており、財政の確保をしながら、環境も保全し、 ガバナンスもよくしていくというようになっている。ついてはグローバル・ウィットネスにこの監視が託されていたわけであるが、 ここにきて、昨年 11 月 12 月の事件のようなことが起っているということは、果たしてこのアプローチがうまくいくのかについて NGO が懸念をしている。三つの目標を並行して実現していくということが果たしてできるのか、それともきちんとガバナンスのほ うに取り組むべきなのではないか。世銀のこのような森林管理の方法をもう一回改めて見直す必要があるのではないかと考える。こ のようなことについて、財務省の方の意見をうかがいたい。

MoF小林:事実関係から申し上げるとセカンド・トランシェはでていない。また、クロージングデイトは6月30日まで延びている という情報は聞いている。現時点ではトランシェのための条件は満たされていないというように事務局は考えていると理解している。 このような要求が満たされていないが資金を出してもよいというウェーバーの決議もでていない。状況は松本さんから照会をうけた 時点から、出ていないということについては変わっていない。何をもって条件が満たされたとするかというと、おっしゃられたよう に協議、グローバル・ウィットネスの問題、コミュニティの問題などが満たされなくてはならない。グローバル・ウィットネスの問 題がもっとも大きいと思うが、世銀としてもこれには失望していると出ているはずである。そういう意味では、世銀としても懸念を もっていることは間違いない。ただ、その後どのような建て直しを行うかについては現在協議をしているところであろう。詳細は明 らかになっていないが、世銀としても満足の行く形にしていきたいと考えているのではないか。

コンサルテーションの話は、1月31日まで延ばしたはずである。コミュニティの話は検討されているが、一方具体的な事実関係は 調べているところである。コミュニティに落とすことのメリットが相当大きいのかどうかということである。win-win が必ずしもう まくいっていないのではないかということについては、このような問題が起っていることから推測ができるが、これをコミュニティ にもっていけばみんな解決するということができるのか。ガバナンスの問題等出たと思うが、基本的には世銀はこのような考えをい いことだと捉えるとは思うが、ただそれが果たしてフィージブルなのかどうかという点についてはよくわからないというのが印象で ある。コミュニティ・アプローチをとるべきだと思うか。

高橋:基本的な考えはそこにあるが、例えば今回の件に関しては、カンボジアの森林局の対応が相当お粗末であった。これを世銀は しっかり認識する必要がある。

MoF小林:政府の対応、対話とかのところが不十分であったということか。そのような点をないがしろにして進めていったことについて、世銀は相当の懸念を持っていると思う。プレス・リリースを世銀が出したということは相当インパクトのあることだと思う。

高橋:あとこの問題に対して、世銀にすべてを任せるのではなく、日本政府としての姿勢についてもうかがいたい。もう少し積極的 なアプローチができないのか。

MoF 石井:私たちもおっしゃっているような懸念というのはもっている。スタッフに直接質問しているが、それ程認識が違わないと思っている。ひとつはコンサルテーションの質について、世銀は相当の危惧を持っているようだ。あとはどれくらいの点数を求めるかということで、100 点でなければだめなのかどうかということである。問題は法律ができることだけではなく、その実施のほうがどうなのかということを世銀のほうはとても懸念している。そこで私たちの問題意識と一致していると言える。またコミュニティ・アプローチの進め方についても、これは世銀も進めている。他の問題がきれいに解決される必要があるのではないかという点が必要なのではないかと考えている。ただ、私たちも問題になってから気がつくというのが多いのも事実である。それを事務局のほうにぶつけると、だいたい彼等が懸念していることと私たちが懸念していることが重なっていることがわかる。後はタイムラインの問題で、いろいろなことを全部考え合わせたときに、これくらいまでいったらOK だということについては、判断が異なるかもしれない。今のところ、問題意識、事実認識、方向性などは大きく違っていないのではないかと考えている。逆にいうと、そちらから受け取った問題意識をこちらから伝えて、日本政府もある程度エンゲージしていくというように考えている。

MoF小林: グローバル・ウィットネスの問題は象徴的だと思う。そこに至るまでのポイント、どのようなコンフリクトがこのような 事態をもたらしたのか。それは例えば政府が汚職をあばかれるのがいやだったのか、単にグローバル・ウィットネスが政治的抗議を したのか、そこがわからない。コンフリクトの根っこの部分をについて、何か情報をお持ちであれば教えていただきたい。 松本悟:過去2年間のグローバル・ウィットネスの極めて地道で「ねっちこい」調査のせいである。全国にいるカンボジア人の調査 員が例えば製材所に入ることも認められている。グローバル・ウィットネスは独立調査員としての全ての権利を付託されている。し たがって査察ができ、それについてはプノンペン政府も合意している。それに基づいて入るのだが、製材所はそれを拒絶してしまう。 合法的な伐採には4つの判子が必要であるが、その判子の数をしっかりと調べる。どこにどれだけの丸太があるという情報をまずつ かんでから入ろうとする。そうするとその日は追い返されてしまう。次の日に行くと丸太はすべてなくなっているというようなこと である。そのようなことが繰り返されている。そして、グローバル・ウィットネスは全部これをレポートに書き、結果をすべて公開 してしまう。実はグローバル・ウィットネスにとって、国外退去は二回目のことである。前回も CG 会合の直前にその文書を暴露し たところ、フンセンが怒って責任者は国外退去を命じられた。もっとも、そのとき責任者はイギリスにおり、難を逃れたという経緯 があった。プノンペン政府はとにかくグローバル・ウィットネスをないがしろにしようとしている。グローバル・ウィットネスは自 分たちの存在が重要であると認識しており、任務を背負っているといえる。彼等はどんな困難があったとしても、とにかく、調べ、 記録し、発表するというやり方をずっと通している。それが今回このような事件につながった。

世銀のカンボジア、ラオス、インドネシアの担当は北京にいるが、彼と話をしたことがある。世銀が森林セクターに関わる理由は、 森林がその国にとって収入源と考えているということである。財政健全のために不可欠であるというのが大前提としてある。違法伐 採によって国家がいくら損をしているかという点に世銀は関心がある。しかし、そこしか見ていないと実態としては見過ごしてしま う。例えば非常に類似のプロジェクトをカンボジアとラオスで進めている。ラオスではビレッジ・フォレストリーとして、村民に植 林させ、それを販売することを勧めている。ラオス政府に、そのプログラムをやらせるわけだが、生活のためとか、小銭を稼ぐため につかっている人にとっては、こういった政策は不満となる。基本的にどの政府も世銀をうまく使って、自分たちの森林を守ろうと していることは事実だが、世銀はあくまで経済的価値として森林を見ている。経済的な視点も必要ではあるが、コミュニティという 視点も重要である。

MoF小林: グローバル・ウィットネスについては、政府の問題となるのか。世銀が何らかの仲裁をすることは可能だと思うが。この まま喧嘩別れになるのか、なんらかの歩み寄りはあるのか?

松本:あり得ると思う。グローバル・ウィットネスはしたたかで、能力が格段にある。あくまでグローバル・ウィットネスだからこそ、あそこまでの調査を実施できたのである。前回の国外退去のときもそうだったが、フンセンはすぐにかっかする人らしいので、 意見を却下することもある。

江口:日本はカンボジアの最大のドナーである。フンセンと日本は近い関係にある。事実関係ばかりを明らかにしようとしても仕方 がなく、上から行く必要があるのでは。

高橋: グローバル・ウィットネス以外の方法、オルタナティブがないのではないか?それでやるしかないのではないか?

MoF 小林: グローバル・ウィットネスでなければ、というコンセンサスが国際 NGO 間のなかではあるのか?

MoF 石井:世銀もそのように考えているのでは?そこの部分のコンセンサスはあるのではないか?

松本悟 : グローバル・ウィットネスが理不尽な事をやっているわけではない。我慢して、制度を重視しながらも、ぎりぎりのところ でやっている。

MoF 石井: ラオスとカンボジアの森林プロジェクトについて、プロジェクトに対する関わり方は外からみていて変わったように感じたか。内部から見ているときは変わっているように見えたが。

松本悟:ビレッジにフォーカスしていることは誰もが評価しているが、問題はやり方、きめ細かくできない。金儲けに使う人たちは 使う、コミュニティ・フォレストリーの人たちは土地や権利を奪われたりすることが懸念する部分。世銀のフォーカスは変わったと 思うが、実際にそれを行うにはきめ細かくする必要がある。カンボジアも、世銀の考え方は良いと思いつつ、実行するのは世銀自身 ではないということが不満に思っている部分なのでは?

MoF 石井:カンボジアに対してドナーとしては大きいと思う。政府でも国別報告があるので、例えば PRSP がカンボジアで3月に 出されるが、その中に日本として、ずいぶんコメントを言ったりしてきている。

江口:カンボジアは環境省の重点地域なので、数年間スタッフを送っていると思う。環境政策を根づかせようとしている。日本政府の横の連携がつながれば、トータルとして良い政策ができると思う。

岡崎:一年前に PNG の構造調整ローンの同じような問題、インスペクションパネルで落ちてしまった。その後何かあれば教えていただきたい。全く問題は解決されていない。

松本悟:あれは国内問題だということらしい。

岡崎:コミュニティ・フォレストリーについて、世銀の政策はそれほど変わっていない、その国の収入を増加させるための支援しかしていない、とロシアやインドネシアのNGOからは聞いている。

MoF 石井: 自律的な手段で成長する手段が必要なので、それについて全く否定しようとは私は思っていない。ただ今まで懸念してきたこととしては持続可能なものに、という事だと思う。

高橋:次にのばしたクロージングデイトが6月ということなので、いっしょに情報をフォローさせていただきたい。

7.欧州復興開発銀行(EBRD)の情報公開政策および独立請願メカニズム(Independent Recourse Mechanism)について 松本郁:EBRDの情報公開と独立提案メカニズムについてそれぞれ三つづつ質問したい。2001年のG7蔵相会議のときに、今後MDBs のプログラムについてタイムリーに情報公開を確保して行く必要があるのではないかということや、MDBsのもっとも高い基準に合 わせるというコメントが出され、EBRDも1月10日にNGOと協議した。EBRDの情報公開について、最大限確保していこうと、 IFC や世銀との整合性を取って行こうということがレビューの中にも書かれているが、世銀では確保されていることが EBRD では 確保されていない。特にカテゴリーBについての環境情報やプロジェクトの概要についての情報、プロジェクトの評価についての情 報など最低限の情報についてもきちんと公開が定められていない。他のMDBsで確保されているような情報公開を確保して行く必要 があるのではないか?というところが一点目。

二点目としては、実際にレビューの中では2つポイントがあげられている。国別戦略の策定におけるステイクホルダーの参加。も うひとつは国別戦略の借入国での翻訳。以上の2点しかあげられていないが、環境関連の情報や、理事会での状況、実施状況、国別 戦略の経過など全体として公開する必要があるのではないか?また、全体的な改定が必要なのではないか?その点での財務省の考え をお聞きしたい。

三点目は、EBRD の石油関連のプロジェクトに対する緊急対策。こういった事は特に重要なので、120 日前の情報公開が必要なの ではないか?また、環境影響評価の概要、国別戦略のドラフトが借入国の言語で公開される必要があるのではないか?国別戦略は参 加を促していこうということになっているが、今の時点では項目だけを見て意見をいう形になっていて、ドラフトそのものは公開さ れていないので、ドラフトを公開すべきだろう。そしてコメントもあわせて理事会に提出すべきだろう。さらに、民間投資の進捗状 況についても公開が必要だろう。この部分に関して、財務省の見解をお伺いしたい。

もう一方は独立の提案メカニズムについて、政策の文書を見る機関としては独立しているべきだし、透明性が確保されるべきだろう。文書へのアクセスの保証に関して意見をお聴きしたい。現状ではまったく確保されていないのではと考えている。

ー点目は異議申し立てをどのような分野で行えるようにするか?ということ。環境影響に限っているが、すべての政策にするべき ではないかというところが一点目。

二点目は独立性を考えたときに、どういうふうに訴えを進めていくのか?チーフがどのように選ばれるのか?ということだろう。 パネルに関しては、世銀のように3名程度は必要で、パネルの独立性を確保する必要があるのではないか?さらに、説明責任を確保 する仕組みのはずが、透明性が確保されていない。制度そのものの正当性が問われて来ると思う。

最後の点としては、新しい取り組みとして、調査の途中で中止の勧告をする権限を有していることは評価できる。これを公開して ほしい。また勧告をモニタリングすることを確保する必要があるのではないか?

MoF小林:全て私たちがどうかと答えることは現時点ではできない。まず、理事宛のレターに関して、他の MDBs との整合性についてはおっしゃるとおりである。ただ、EBRD はマーケット・オリエンテッドであり、実際、考え方が少し異なる。何が異なるかというと物事の決まり方が民間企業ではないかと思うほど早いということだ。ある程度出来合いのものに対して融資までの時間が早い。そして問題があれば、すぐに中止の決定が行われる。非常に投資銀行的であり、他の MDBs と風土が異なる。今回のことを考える場合、それがおのずから出てきているというのが率直な感想である。

最もポイントとなるのは民間との関係である。これをどのように考えるか。民間の情報を公開しなさいと言った途端に、参加する 民間企業はいなくなるだろう。非常に高いスタンダードを適用するか、ある程度は他の機関のスタンダードにあわせるかは議論のあ るところだろう。現時点でIFC と同レベルというのが1つの出発点となるだろう。従って、IFC と比べて明らかに異なるという点が あれば教えていただきたい。私たちも洗い出しをしているところだが、言語について、借り入れ国に EIA を実施してほしいといった 途端に誰がそのコストを負担するかという問題になる。言語に関しては、それなりにコストのかかる問題であり、これも事業主体が 払うべきだとの主張か、EBRD が負担すべきということか、お伺いしたい。コストの問題は特に EBRD では厳しい。 松本郁: EIA に関しては、その国でも許認可が必要であろう。つまりどちらにしても翻訳が必要だと考えられるので、事業者が負担 すべき。公的機関としての最低限の責任は確保するべきではないのか?

MoF小林:事業主体にそれは公的機関として義務付けるべきということか。

松本:そうである。

MoF小林:ドラフトの公開に関して、これについてもプロセスが早い。プロジェクトサイクルが早いため、期間も半分ぐらいになるのではないか。120日は必要か。NGOの早さに合わせろ、というのは難しいと思う。

松本郁: ADBの民間セクターも120日である。60日ではNGOとしても難しい。これは公的機関が率先して行うべきである。

MoF小林:投資家が逃げて行くのでは?という懸念もある。

松本悟:逃げ先があるならば、なぜ EBRD が存在する必要があるのか。この議論でいくと EBRD は不要であることになる。

MoF 石井:何らかの意味があるから EBRD があるのだと思う。それぞれにかけるべきコストと必要とされるものも異なる。世銀と 全く同じにする必要もないし、民間と全く同じにする必要もないと思う。もし、全く逃げてしまうということならば、どうぞ、とい うことになると思う。そこは我々も悩んでいるところである。例えば他機関にはない、EBRD だけのマンデートである部分もあると 思う。そこを考えた上で議論をできればと思う。IDA と全く同じにする必要もないと思う。

松本郁: 例えばカテゴリーA の案件に関しても、事業者がイエスと言わなければ公開されない。またプロジェクトの概要、カテゴリーB の環境情報も公開されない。この3 つは IFC では公開されており、非常にわかりやすい差異である。むしろ IFC から逃げた先が EBRD であったというようにはなってはならない。

MoF 石井: 国別戦略は IDA のものと EBRD のものと全く異なる。世銀のものは様々な視点から作成される。EBRD は国別戦略と プロジェクトの間にあまりリンケージがない。そうだとすると、国別戦略をリンクさせなければならないという議論になるのか、他 の部分に重点を置くべきだという議論になるのか、お伺いしたい。私は後者ではないかと考えているのだが。

松本郁:EBRD としても今後国別戦略に力を入れていく方向性なのかと考えていたが。

MoF 石井:何がステイクホルダーとして正しいアプローチなのか。世銀の場合は、国別戦略が基本かと思っているが。EBRD にお いて国別戦略が持っている意味が全く異なる。世銀とは異なる点が重要なのではないか。差別化したアプローチをすべきなのでは。

松本郁:どの政策に焦点をおくべきかについては NGO 間で議論をしていないが、プロジェクトの実施に際して情報が公開されないのは問題である。

福田: IDB も情報公開政策のレビューを行うし、ADB もそうである。そこで、1度それらをインフォーマルにでも勉強会をすることはできないか。

MoF 石井: ぜひそれはお願いしたい。

(記録担当:初鹿野、倉戸、田辺)